

もまうけたりけるかな。略中さりとまう。と。たちのつきくしくいまめきたらんにおろした  
てんやは。略下

〔源氏物語五十一〕殿の御隨身かの少輔が家にて時々みるをのこなれば、まう。と。はなにしにこ、  
にはたびくまいるぞといふ。

〔榮花物語八〕まう。と。たちは、かくては天のせめをかうふりなん、

〔宇治拾遺物語九〕むかしひやうとうたいふつねまさといふものありき。略中つねまさかのまう。  
と。はなにほとけをくやうし奉らんずるぞといへば、いかでかしりたてまつらんぞといふ、

〔倭訓栞前編二十九〕まふと 真人をよめり、まつとともいふ、天武天皇の時に始る、王孫のかばね  
也。

〔東國通鑑一〕新羅設官有十七等、一曰伊伐淦、二曰伊尸淦、三曰匝淦、四曰波珍淦、五曰大阿淦、皆授  
眞骨。眞骨王族也、

〔姓序考〕真人

真人姓は、天武朝廷十三年冬十月己卯朔の詔に、八色姓を改作れしとき、一曰真人とみえしにて、  
ここにちかき皇族なりし也、此時賜へりしは、守山真人、路真人、高橋真人、三國真人、當麻真人、茨城  
真人、丹比真人、猪名真人、坂田真人、羽田真人、息長真人、酒人真人、山道真人の十三氏也、この姓はこ  
のときに始りしものにて、自是以前は、みな君といへりし姓なりき、十三氏のうちにて、古事記に  
みえしは、みな君といへり、書紀にみえしも、みな公とかけり、君姓を公字にかへらるゝことばは、眞  
人は麻比登と訓べし、天皇を現神といへるに對て、眞人といへるにて、漢土の眞人のことにな思  
ひまがへそ、これより後、眞人姓を給へる氏々、いと多けくなりゆきて、姓氏録にみえしものは四  
十八氏也、國史にみえて、姓氏録にもれしものをかぞへなば六十氏にもあまりぬべし、當時に遠